

## 家内労働手帳・委託状況届・帳簿

内職の求人につきまして、委託者・家内労働者\*間の無用の紛争を防止するため、委託者は、家内労働手帳を交付し、委託をする都度、必要事項を記入しなければならないと定められています。また、委託状況届の提出・帳簿の備付けも義務付けられています。

家内労働手帳は、家内労働法で定められる事項が記載されていれば、別の様式でも差し支えございません。帳簿も同様に、電子データのものでも差し支えございません。

### ・家内労働手帳(家内労働法第3条)

1. 「基本委託条件の通知」(内職者・委託者の氏名、営業所所在地、工賃の支払方法等)
2. 「注文伝票」(委託業務の内容、支払期日、数量、納品時期、工賃単価等)
3. 「受入伝票」(受領年月日、工賃支払額等)

1. は委託の原材料の引き渡しのとしまでに記入し、内職者一人ひとりにお渡しください。
2. は原材料の受け渡しの都度、3. は物品の受渡し・工賃の支払いの都度記入し、内職者にお渡しください。

### ・委託状況届(家内労働法第26条)

注意書きに従い記入し、事業者は初めて委託者となった時に遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の状況について、4月30日までに、委託者の営業所を管轄する労働基準監督署に届け出を提出してください。

➤ 金沢労働基準監督署

〒921-8013 金沢市新神田4丁目3-10

TEL.076-292-7933 FAX.076-291-6244

(管轄区域：金沢市、白山市、かほく市、野々市市、河北郡)

➤ 小松労働基準監督署

〒923-0868 小松市日の出町1-120

TEL.0761-22-4231 FAX.0761-22-4230

(管轄区域：小松市、加賀市、能美市、能美郡)

### ・帳簿(家内労働法第27条)

委託者は、家内労働者の氏名や工賃支払額などを記載した帳簿を備え付けておかなければなりません。また、この帳簿は最後に記入した日から5年間保存しなければなりません。

(令和2年4月1日以前の委託契約に係る帳簿の保存期間は、3年間。)

\* 「家内労働者」とは、材料の提供を受けて他人を使わず同居の親族だけで物の製造・加工を行い、工賃を得ている人をいいます(家内労働法第2条第2項)。したがって、宛名書き等のような事務代行、あるいはホームページの構築など物の加工を伴わない委託は原則として該当しません。

家内労働法に関するお問い合わせ先：

石川県労働局労働基準部賃金課 TEL 076-265-4425 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎